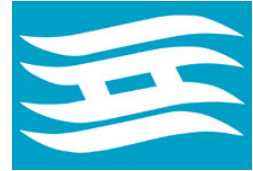


兵庫県公報

平成29年7月4日 火曜日 第2914号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成29年度第2回危険物取扱者試験の実施（消防課）	1
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び再開の届出（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（同）	6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の名称等の変更及び廃止の届出（同）	7
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	7
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	7
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	8
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	8
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	10
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	10
○ 道路の位置指定（建築指導課）	10
○ 重要調整池に係る検査の結果（淡路県民局）	11
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（市町振興課）	11
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
○ 同 上（同）	12
警察本部公告	
○ 入札公告	13
○ 同 上	15
一般財団法人行政書士試験研究センター公告	
○ 平成29年度行政書士試験の実施	17
正 誤	
○ 平成29年3月31日付け兵庫県公報第2887号中	19

告 示

兵庫県告示第680号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成29年 7 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成29年10月 1 日（日）：神戸市、姫路市、西宮市、豊岡市及び篠山市

同 月 8 日（日）：高砂市及び洲本市

甲種危険物取扱者試験 午後 1 時15分から午後 3 時45分まで

乙種第 4 類以外の乙種危険物取扱者試験 午後 1 時15分から午後 3 時15分まで

乙種第 4 類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後 1 時15分から午後 3 時15分まで

丙種危険物取扱者試験 午後 1 時15分から午後 2 時30分まで

ただし、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第 5 項に定める火薬のみの免除者は、試験開始後90分間

危険物の規制に関する規則第55条第 6 項に定める乙種の科目免除者は、試験開始後35分間

危険物の規制に関する規則第55条第 7 項に定める丙種の科目免除者は、試験開始後60分間

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通 2 丁目 1—63
姫路	姫路獨協大学	姫路市上大野 7 丁目 2—1
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町 6—42
高砂	県立高砂高等学校	高砂市高砂町朝日町 2—5—1
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660—5
篠山	県立篠山産業高等学校	篠山市郡家403—1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山 2 丁目 8—65

3 試験科目

- (1) 甲種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第 1 項に定める科目
- (2) 乙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第 2 項に定める科目
- (3) 丙種危険物取扱者試験
危険物の規制に関する規則第55条第 3 項に定める科目

4 試験方法

筆記試験（択一式）

5 試験科目の一部免除

危険物の規制に関する規則第55条第 5 項から第 7 項までのいずれかに該当する者は、申請手続の際に同規則第57条第 2 号又は第 2 号の 2 に規定する書類を提出することで、試験科目の一部を免除する。

6 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の 3 第 4 項各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

7 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 提出書類

危険物の規制に関する規則第57条に規定する書類

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局・県民センターにおいて、平成29年 7 月中旬から配布する。

イ 受付期間

平成29年 8 月 9 日（水）から同月21日（月）まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること（平成29年8月21日（月）までの消印有効）。

ウ 提出先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。

(2) インターネット申請

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

(http://www.shoubo-shiken.or.jp)

イ 受付期間

平成29年8月6日（日）午前9時から同年8月18日（金）午後5時まで

(3) 手数料

ア 甲種危険物取扱者試験 5,000円

イ 乙種危険物取扱者試験 3,400円

ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

なお、受験願書受付後は、手数料の返還はしない。

8 可否の発表

合格者の受験番号を平成29年10月31日頃に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で可否を通知する。

9 受験についての問合せ先

(1) 書面申請

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078) 385-5799

(2) インターネット申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

電話 (0570) 07-1000



兵庫県告示第681号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成29年7月4日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
オカノ薬局明石駅前店	明石市大明石町1-3-3	平成29年2月13日
ゆたに歯科クリニック	同 市松の内2-7-3	同 年3月29日
中岡クリニック	加古川市野口町良野375-5	同 年2月1日
順心会訪問看護ステーション別府	同 市別府町別府861-5	同 年3月1日
宝塚こうだ整形外科スポーツ・関節クリニック	宝塚市栄町1-1-9 アールグラン宝塚	同 年4月1日
宝塚駅前薬局	同 市栄町1-1-11	同

フジオカデンタルクリニック	三木市緑が丘町中 1-7-2	平成29年 2月 1日
正木脳外科クリニック	同 市平田 1-15-11	同 年 4月 1日
アンサー調剤薬局	同 上	同
歯科たなかクリニック	川西市見野 3-8-20	平成29年 3月 1日
日新堂薬局	同 市多田桜木 1-3-21	同
訪問看護リハビリステーションこころ川西	同 市多田桜木 1-8-6 プラザ多田301A	同
みやこ歯科	養父市八鹿町八鹿1632-1	平成29年 4月 1日
みどりの眼科クリニック	川辺郡猪名川町紫合字東垣内400	同 年 3月 1日
藤澤歯科医院	神崎郡福崎町大貫1678	同 年 4月 1日



兵庫県告示第682号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び再開の届出があった。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容
順心会訪問看護ステーション淡路	淡路市大町下65-1 ケアハウス津名やすらぎの里内	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
オカノ薬局明石駅前	明石市大明石町 1-1-23
豊岡市訪問看護ステーション	豊岡市立野町12-12
中岡クリニック	加古川市野口町良野375-5
フジオカデンタルクリニック	三木市緑が丘町中 1-7-2
歯科たなかクリニック	川西市見野 3-8-20
日新堂薬局	同 市多田桜木 1-3-21
みどりの眼科クリニック	川辺郡猪名川町紫合字東垣内400

3 再開の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
医療法人社団衿正会生駒クリニック	川辺郡猪名川町松尾台 1-2-20 日生中央センタービル北棟



兵庫県告示第683号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
訪問介護事業所フォー・ユー	丹波市春日町野村535-2	フォー・ユー合同会社	丹波市春日町野村535-2	平成29年 4月 1日



兵庫県告示第684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
それいゆ訪問看護ステーション朝霧	明石市東野町1910-6 ピアノコ・ディモーラ 107	社会福祉法人博愛福祉会	加古川市平岡町2333-2	事業所名称・開設者名称
ステップこはまケアプランステーション	宝塚市小浜 4-5-6	一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社	宝塚市小浜 4-5-6	事業所名称
ステップこはま訪問看護ステーション	同 上	同 上	同 上	同 上
ステップこはまヘルパーステーション	同 上	同 上	同 上	同 上
ステップごてんやまケアプランステーション	同 市御殿山 2-31-17	同 上	同 上	同 上
ステップごてんやまリハビリクラブ	同 上	同 上	同 上	同 上
ステップいけのしまケアプランステーション	同 市泉町 6-33	同 上	同 上	同 上
ベストスマイル	同 市山本丸橋 1-14-1	株式会社Act's Design	大阪市西区北堀江 1-1-4 長堀新興産ビル 8F	所在地
丹波ふく機能訓練センター	丹波市氷上町成松149-1	機能訓練株式会社	篠山市黒岡316-10	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
福祉用具レンタル宝塚医療生協	宝塚市鹿塩 1—18—6	宝塚医療生活協同組合	宝塚市鹿塩 1—18—6
サーバ川西西薬局	川西市西多田 2—7—20	株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原 4—5—36

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
洲本市立デイサービスセンターうしお	洲本市炬口 2—9—2	洲本市長	洲本市本町 3—4—10



兵庫県告示第685号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所	指定年月日
KE i ROW伊丹ステーション	伊丹市荒牧 6—18—1 クレセント101	羽 田 興 次	伊丹市西台 1—3—5—803	平成29年 3月16日
よこやま鍼灸整骨院	宝塚市山本西 2—7—3	脇 明 男	宝塚市末成町19—5	同 年 5月 1日
同 上	同 上	中 塚 梨 絵	川西市けやき坂 3—11—7	同
同 上	同 上	横 山 修 作	大阪府池田市天神 1—10—27	同
同 上	同 上	津 路 英 治	同 府豊能郡豊能町光風台 4—14—16	同
同 上	同 上	藤 本 浩 志	同 府同 郡同 町ときわ台 6—7—16	同
丹波ふく整骨院	丹波市氷上町成松149—1	側 智 欣	三田市すずかけ台 3—5—4 15棟502	平成29年 4月 1日
同 上	同 上	西 賀 美	篠山市黒岡316—8	同
福良接骨院	南あわじ市福良甲289	秦 野 弘 基	南あわじ市榎列山所1252	同
ぬのかわ鍼灸接骨院	宍粟市一宮町横山166	布 川 浩 崇	宍粟市一宮町横山166	同
在宅療養マッサージ和み	加古郡稲美町中村1447—1	梅 田 勉	加古川市平岡町新在家179—1	平成29年 3月21日
まこと接骨院	美方郡新温泉町井土673—1	丸 岡 まり子	美方郡新温泉町湯1224—1	同 月 1日

同 上	同 上	谷 口 正 友	同 郡同 町対田1065	同
同 上	同 上	谷 口 正 樹	同 上	同



兵庫県告示第686号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成29年 7 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所	変更内容
福田接骨院	加古川市新神野8-6-8	福 田 重 充	加古川市新神野8-6-8	所在地・住所表示

2 廃止の届出があった指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所
丹波ふく整骨院	丹波市柏原町母坪374-1	側 智 欣	丹波市春日町野上野490
同 上	同 上	谷 垣 裕 貴	篠山市東吹1055
ぬのかわ鍼灸接骨院	宍粟市一宮町横山166	布 川 浩 崇	宍粟市一宮町横山166
まこと接骨院	美方郡新温泉町湯1229-4	谷 口 まり子	美方郡新温泉町対田1065



兵庫県告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、平成29年5月16日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

平成29年 7 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事 業 名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
岩見の里土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	岩見構下地区	平成29年7月4日から 同 月24日まで	揖 保 郡 太 子 町 役 場



兵庫県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成29年6月21日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事

に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	大庭地区	平成29年 7月 4日から 同 月24日まで	美 方 郡 新温泉町役場



兵庫県告示第689号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町小代区大谷702（次の図に示す部分に限る。）、字谷山897、898、904の2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第690号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社フラッシュ
神戸市西区宮下1丁目16―6
代表取締役 中 川 弘 久
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社フラッシュ西播工場
たつの市新宮町栗町823番1
 - (3) 特定施設に関する事項

種 類	67号 洗浄施設		
能 力	2 m ³ /回		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～17時 8時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	8	10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	250	300
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	200	250
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	50	100
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	15	25
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	2	4
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.5	14
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	6	12	

備考 既設特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 7月 4日から同月25日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及びたつの市市民生活部環境課



兵庫県告示第691号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成28年10月24日から平成29年 6月12日まで
- 3 作業地域
尼崎市戸ノ内町三丁目地内



兵庫県告示第692号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宝塚市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成29年 3月21日から同月31日まで
- 3 作業地域
宝塚市の一部



兵庫県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 7月 4日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年 7月 4日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 塩 瀬 宝 塚 線	宝塚市切畑字辻ヶ谷46番1から 同 市玉瀬字奥之焼2番83まで	旧	3.0から 41.0まで	3,586.0	一部 予定地
		新	8.0から 63.0まで	3,340.0	一部 予定地



兵庫県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 7月 4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年 7月 4日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 切 畑 道 場 線	宝塚市切畑字検見1番238から 同 市切畑字検見1番238まで	旧	3.0から 16.0まで	154.0	
		新	8.0から 40.0まで	160.0	一部 予定地



兵庫県告示第695号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28但馬位置 0011号	29. 6. 21	豊岡市上陰字大町172番1の一部	4. 50	51. 57



兵庫県告示第696号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成29年 7 月 4 日

淡路県民局長 吉 村 文 章

- 1 重要調整池の所在地
洲本市上内膳字島尻415番外31筆
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	大阪府堺市西区鳳東町4丁目401番地1	疋 田 直太郎

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成29年 7 月 4 日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
平成29年執行兵庫県知事選挙等に係る啓発事業委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年 5 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社神戸新聞事業社 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号
- 5 随意契約に係る契約金額
36, 591, 804円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 7 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 日高ショッピングタウン
 所在地 豊岡市日高町土居字野田367
- 2 同法第8条第1項の規定により豊岡市から聴取した意見の概要
 - (1) 騒音、リサイクル、廃棄物、交通に関する事項
 変更後もこれまで同様、引き続き関連法令等を遵守すること。
 - (2) 屋外広告物に関する事項
 屋外広告物の許可申請が必要な場合があるため、確認されたい。
 - (3) 豊岡市景観条例に関する事項
 今回の変更に伴い、既設店舗の意匠変更等を行う場合は、「豊岡市景観条例」に基づく届出が必要となる場合があるため、確認されたい。
 - (4) 福祉のまちづくり条例に関する事項
 今回の変更に伴い、増築行為がある場合は、増築部分のみ「福祉のまちづくり条例」に基づく届出が必要となるため、留意されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課
 - (2) 縦覧期間
 平成29年7月4日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 芦屋市六麓荘町74番2、74番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 芦屋市六麓荘町15番5
 國 光 浩 三
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成29年5月17日
 兵庫県指令神北（宝土）（建）第1－3－2号（27芦屋）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 7月 4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 三木市大村字谷後810番1、810番2、811番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 三木市平田120番地の1
 株式会社秋山住研 代表取締役 秋 山 為 之
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成28年10月14日
 兵庫県指令北播（加土）（建）第1－19号（28三木）

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年 7 月 4 日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太 田 誠

1 調達内容

(1) 件名

総合情報システム一式賃貸借

(2) 契約期間

平成30年 1 月 1 日 (月) から平成34年12月31日 (土) まで

(3) 履行場所及び仕様

入札説明書による。

(4) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 森川

電話 (078) 341-7441 内線2252

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成29年 7 月 4 日 (火) から同月21日 (金) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成29年 8 月15日 (火) 午前10時00分 兵庫県警察本部 4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年 8 月14日 (月) 午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年8月14日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成29年7月21日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年8月22日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Makoto Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the products to be purchased:

Comprehensive Information System 1 set (leasing contract)

(3) Lease period:

January 1, 2018 - December 31, 2022

(4) Lease place:

平成29年8月18日（金）午前10時00分 兵庫県警察本部4階 入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年8月17日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成29年8月17日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を平成29年7月28日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成29年8月25日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Makoto Ota, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:
Communications Command System 1 set (leasing contract)
- (3) Lease period:
February 1, 2018 - January 31, 2025
- (4) Lease place:
Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
17:00 July 28, 2017
- (6) Deadline for tender:
17:00 August 17, 2017 by mail
10:00 August 18, 2017 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:
Yuko Morikawa, Finance Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510
TEL (078)341-7441 Ext. 2252

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

平成29年度行政書士試験の実施

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事の委任に係る平成29年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成29年 7 月 4 日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

1 試験期日

- (1) 試験日 平成29年11月12日（日）
- (2) 試験時間 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
兵庫県	神戸松蔭女子学院大学	神戸市灘区篠原伯母野山町1-2-1
	兵庫県立神戸高等学校	神戸市灘区城の下通1-5-1
	関西国際大学 尼崎キャンパス	尼崎市潮江1-3-23

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成29年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行う。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。
 なお、記述式は40字程度で記述するものを出题する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間 平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで
- イ 申込方法
 一般財団法人行政書士試験研究センターへ、簡易書留郵便により郵送すること。
 郵送は、受験願書とともに配布された所定の封筒によるものとし、平成29年9月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 なお、兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課での受付は行わないので、注意すること。
- ウ 提出書類 受験願書一式
- エ 受験手数料 7,000円（納付方法については、試験案内を参考とすること。）
 一旦納付された受験手数料は、原則として返還しない。
- オ 試験案内並びに受験願書の配布場所、配布期間及び配布方法

配 布 場 所	配 布 期 間
一般財団法人行政書士試験研究センター （東京都千代田区一番町25番地 電話（03）3263-7700）	ア 郵送配布 平成29年8月7日（月）から同年9月1日（金）まで。 140円分の切手を貼った、宛先（郵便番号・住所・氏名）明記の返信用封筒（角2号：A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、以下まで郵便で請求すること（平成29年9月1日（金）必着）。 ○名 称 一般財団法人行政書士試験研究センター ○住 所 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留 イ 窓口配布 平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
兵庫県庁（1号館・2号館受付及び兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課）、各県民局・県民センター、兵庫県民総合相談センター （兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話（078）362-3098）	平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。ただし、兵庫県民総合相談センターにおいては、土曜日もセンター前のラックから取得できる。） （兵庫県民総合相談センター 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー6階）
兵庫県行政書士会 （神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー13階 電話（078）371-6361）	平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）

(2) インターネットによる受験申込み

- ア 受験申込み画面への入力
 一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。
- イ 受験手数料の払込み
 (7) 受験手数料（7,000円）は、出願画面の指示に従ってクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。

- (f) 利用できるクレジットカード
VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners
- (g) 利用できるコンビニエンスストア
セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びスリーエフ
- (x) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。
- (h) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

- (7) 平成29年8月7日（月）午前9時から同年9月5日（火）午後5時まで
この出願システムは、平成29年9月5日（火）午後5時で終了する。
なお、同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。
- (4) 最終日（平成29年9月5日（火））は大変混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

(3) 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター
電話番号 (03) 3263-7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で、車椅子の使用、拡大鏡の持込、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置を希望する者は、事前に申請の手続きが必要となることから、受験申込みに先立って上記問合せ先まで必ず相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 発表日時

平成30年1月31日（水）午前9時

(2) 発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、同センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載する。あわせて、兵庫県公報に合格者の受験番号を登載する。

正 誤

○平成29年3月31日付け（兵庫県公報第2887号）

兵庫県病院局管理規程第1号（兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
34	上から4	1通につき 5,400円	1通につき 15,400円
		1通につき 5,000円	1通につき 5,400円
		1通につき 3,500円	1通につき 5,000円
		1通につき 2,800円	1通につき 3,500円
		1通につき 4,500円	1通につき 2,800円
		1通につき 3,600円	1通につき 4,500円
		1通につき 2,000円	1通につき 3,600円
		1通につき 2,000円	1通につき 2,000円